

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和元年8月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900027号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1900003号

第1 結論

昭和55年*月から昭和58年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年*月から昭和58年11月まで

私は、20歳になった当時は学生でA市に住んでいたが、住所変更の手続を行っていなかったことから、B市の実家に国民年金加入勧奨の通知が届いたことを契機に、母親が、私の代わりに国民年金加入手続を行ってくれ、その保険料も私が厚生年金保険に加入するまで納付してくれていたことを、当時、母親から聞いていた。

当時の母親の日記があるので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする請求者の母親(以下「母親」という。)は既に死亡しており、請求者自身は請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、請求者が所持する2冊の年金手帳によると、国民年金の「初めて被保険者となった日」は、それぞれ昭和61年8月1日と記載されており、これは請求者のオンライン記録における最初の国民年金被保険者資格取得日と一致している上、紙台帳検索システムにおいて、請求者の請求期間に係る国民年金被保険者名簿は見当たらず、B市は、請求者の国民年金の加入期間及び国民年金保険料の納付状況について確認できる資料は保存していない旨回答している。

さらに、請求者の国民年金手帳記号番号は、請求者及びその前後の同手帳記号番号における国民年金被保険者の資格取得処理日(昭和61年10月25日)により、昭和61年10月頃に払い出されたものと推認される上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインシステムによる氏名検索において、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、母親は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

加えて、請求者から提出された昭和56年12月11日及び昭和57年12月10日の母親の日記の写しに記載されている昭和55年12月から昭和57年11月までの国民年金保険料の合計額は、当該期間における一人分の保険料を実際に納付した場合に必要な保険料の合計額とほぼ一致しているところ、オンライン記録によると、母親の当該期間の保険料は納付済となっていることが確認できることから、当該日記の写しに記載されている保険料は、母親の分であると考えるのが自然である。

このほか、請求者及び母親が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900026号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1900009号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年5月10日から昭和56年4月1日まで
請求期間は、A事業所が運営するC旅館で調理師として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録がないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B事業所から提出された辞令簿の写し及び事業主の回答から判断すると、請求者が、請求期間のうち、昭和54年5月10日から昭和55年3月19日までの期間において、同事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、厚生年金保険適用事業所名簿によると、当該事業所は、「A'事業所」の名称で、昭和55年6月10日に厚生年金保険の適用事業所となっており、上記の昭和54年5月10日から昭和55年3月19日までの期間については、適用事業所でなかったことが確認できる。

また、事業主は、請求者の厚生年金保険の届出及び同保険料の控除について、資料がないため不明であると回答していることから、請求者の請求期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和55年6月10日に同保険の被保険者資格を取得している20人のうち、生存及び所在が確認できた14人に照会し、8人から回答が得られたところ、このうち、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった際に事業主から説明を受けたとする4人は、いずれも、厚生年金保険料は、同保険に加入した時から控除されるようになったと回答している。

加えて、請求者に係る国民年金被保険者台帳によると、請求者は昭和54年5月10日にD市から当該事業所の所在地であるE市(現在は、F市)へ転入し、昭和55年3月22日に同市からG市へ転出しており、昭和54年5月から昭和55年2月までの国民年金保険料をE市で納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900012号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1900010号

第1 結論

請求期間について、請求者の請求に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和49年8月26日から昭和54年1月7日まで

A県内にあったB事業所においてC'部門に勤務していたが、同事業所からC'部門が分離独立してD'事業所になったことに伴い、請求期間については、D'事業所に異動して継続勤務し、請求期間後は、実家があるE県に戻って、請負で同じ業務を行っていた。

しかし、年金記録では、D'事業所に勤務していた請求期間について、厚生年金保険の加入記録がないので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間について、B事業所から分離独立したD'事業所に継続して勤務していたと主張し、当時の勤務状況について具体的に述べているところ、i) B事業所の取締役であった者は、「請求者は私が面接・採用し、B事業所のC部門に勤務していた。その後、同事業所のC部門が分離独立して新しくできた事業所は、A県F市の『D事業所』であり、請求者がB事業所からD事業所に移ったことを記憶している。」と陳述していること、ii) G法務局が保管する登記簿目録により、請求期間の一部について、D事業所という商号の法人が存在していたことが確認できること、iii) D事業所が商号変更したH事業所に係る商業・法人登記簿謄本によると、同事業所とB事業所の事業主が同一人であり、上述の陳述をしているB事業所の取締役がH事業所においても取締役に就任していることが確認できることから判断すると、期間の特定はできないものの、請求者は、D事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、事業所名簿検索システム及びオンライン記録において、D事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていた記録は確認できない上、同事業所が商号変更したH事業所は、請求期間後の昭和55年7月11日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間当時は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、B事業所及びH事業所は、いずれも既に解散し、厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、両事業所の代表取締役であった者に照会したものの、協力を得ることができない上、上述の陳述が得られた両事業所の取締役であった者についても、「請求者が勤務していたことは知っているが、当時の資料はなく、また、私は営業担当であったため、社会保険の取扱いについては分からない。」と回答していることから、当時のD事業所における厚生年金保険の適用状況を確認できる関連資料や陳述を得ることはできなかった。

さらに、B事業所及びH事業所の取締役であった上述の者が、B事業所及び同事業所から分

離独立したD事業所の業務に従事し、請求期間当時の事務担当であった者として名前を挙げた同僚は、オンライン記録及びB事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、請求期間より前の昭和49年6月1日にB事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後は同保険に加入した記録がない上、当該同僚の所在が確認できないことから、請求者の請求内容を裏付ける関連資料や陳述を得ることができない。

加えて、B事業所に係る被保険者名簿により、請求期間の始期である昭和49年8月に厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた28人に照会し、18人から回答を得たところ、当該18人のうち4人が請求者を記憶し、さらにこのうち2人がB事業所から分離独立した事業所があったことを記憶しているものの、いずれの者からも、請求者の請求内容を裏付ける関連資料や陳述を得ることはできなかった。

その上、請求者が勤務していたと考えられるD事業所が商号変更したH事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和55年7月11日に被保険者資格を取得している者が10人確認できるところ、当該10人はいずれも、同日前に、同事業所及びその関連事業所と考えられる適用事業所において厚生年金保険に加入していた記録は見当たらない。

なお、請求者が請求期間に勤務していたと述べているD'事業所については、同名称の商業・法人登記及び厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

このほか、請求者の請求期間に係る請求の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。